平成２２年（フ）第２２８３号
福岡市南区若久団地71番502号
債務者　吉田　高男
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２８４号
福岡市南区若久団地71番502号
債務者　吉田まり子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２９２号
福岡市南区老司３丁目19番１号
債務者　西崎　節子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３００号
福岡県大野城市瓦田３丁目８―22―201号
債務者　田中　隆志
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３２５号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須110番地２ライフステーション柚須706号
債務者　小川　保男
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３３０号
福岡県太宰府市長浦台１丁目10番17号
債務者　平山　千恵（旧姓鶴田）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３５７号
福岡県糸島市高田１―14―14プライム202、住民票上の住所福岡県糸島市波多江駅北１丁目６番16―301号
債務者　西山　艶絵
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４１１号
福岡市南区多賀２丁目９番1135号
債務者　田中佳須美
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３１号
北海道苫小牧市字植苗225番地の３
債務者　毛利二三彦
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２３２号
北海道苫小牧市字植苗225番地の３
債務者　毛利　列子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２３６号
北海道苫小牧市日新町４丁目４番２―105号
債務者　寺田　和雄
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２０３号
福島県いわき市明治団地５番地の３　グリーンハイツＤ、前住所福島県双葉郡浪江町大字田尻字みどりが丘159番地１
債務者　佐久間　進
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５８号
茨城県取手市台宿２丁目２番48号
債務者　齊藤　真一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
茨城県取手市台宿２丁目13番31号、申立時の住所茨城県取手市井野団地４番12―501号
債務者　宇都宮正人
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
茨城県牛久市刈谷町５丁目113番地２林アパート102、前住所茨城県つくば市高崎1682番地１
債務者　小泉　孝志
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
茨城県牛久市刈谷町５丁目113番地２林アパート102、前住所茨城県つくば市高崎1682番地１
債務者　小泉　和子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３４０号
大阪府八尾市刑部３―82―２―501、住民票上の住所京都府城陽市長池北清水53番地パインフィールド405号
債務者　堀井　昌宏
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部